

小規模特認校就学申請についての同意確認書

申請にあたり、重要な事項を記載しています。必ず1項目ずつご確認し、確認欄にチェックしてください。

内容				確認欄 ☒	
就学 の 条 件 の 確 認	（１）学校への通学は、保護者の責任において行ってください。				/
	1	自宅からスクールタクシーの乗降場所まで（スクールタクシーを利用しない場合は学校まで）の登下校は保護者の責任で行ってください。なお、登下校の手段は、保護者が安全に通学できると判断する方法としてください。			☐
	2	スクールタクシーを利用する場合、登校時にスクールタクシーに乗り遅れたときは、保護者が学校まで送迎を行ってください。			☐
	3	お子さんの体調不良及び負傷時には保護者が速やかに学校まで迎えに来てください。			☐
	（２）学校の教育活動等について、保護者は十分に理解し、積極的に協力してください。				/
	4	日常的な教育活動等は他の市立学校と同様であることを十分にご理解ください。			☐
	5	学校行事やPTA活動に積極的に協力してください。			☐
	6	常盤野小・中学校特有のメリット・デメリットを十分にご理解ください。			☐
	7	一般的な小規模校・複式学級のメリット・デメリットを十分にご理解ください。			☐
	8	どちらか 1つに ☒	配偶者等の親権を行う他の保護者がおり、保護者両名が学校の教育活動等を理解し、小規模特認校への就学に合意しています。		☐
		配偶者等の親権を行う他の保護者はいません。		☐	
同意・ 留 意 事 項	（３）お子さんの心身等の状況が小規模特認校での生活に耐えうるものであるか十分確認してください。				/
	9	お子さんに特別支援教育を受ける必要性がないことを十分に確認しました。 ※本就学では個に応じた配慮は教職員の追加配置が必要とならない範囲で行います。特別支援学級の募集はありませんので、お子さんが通常の学級集団の中での学校生活に困難さがなく、特別支援教育を受ける必要性がないことを在籍校・園等にも十分に確認してください。			☐
	10	お子さんの集団生活に困難さがなく、十分に確認しました。 ※現在の在籍校・園へも確認するなど、お子さんの集団生活での様子を十分に確認してください。			☐
	11	就学の条件（1～10）について確認いただきましたが、本同意確認書のみで就学の可否を決定するものではありません。今後面談等により教育委員会が審査し就学の可否を決定します。なお、審査において就学の条件とは関係のない個別事情の考慮はありませんのでご承知おきください。			☐
	12	就学の可否の決定のために必要があるときは、お子さんの心身等の状況を確認するため、①在籍している学校又は保育所・幼稚園・こども園における生活状況の調査を行うこと、②教育支援委員会等における調査審議の結果の資料を閲覧することについて、本就学事務担当課が実施することに同意します。			☐
	13	年長児の場合は右に記入してください。	保育所等の名称		/
		保育所等の住所地		/	
14	本申請の前に、お子さんと十分に話し合いをしました。			☐	
15	【お子さんが小・中学生の場合のみ】※お子さんが年長児の場合は空欄 本申請の前に、現在の在籍校とは十分な協議を行いました。			☐	
	【市外に住所地がある場合】※市内に住所地がある場合は空欄 4月1日に就学するまでに、市内に転入する必要があります。			☐	

上記の事項については、申請にあたって、あらかじめ確認・同意いただく必要がある項目を記載しています。 十分に確認されていない項目があると判明した場合は、事務手続きが遅れたり、就学許可の取消しとなる場合があります。	保護者 署名欄	すべての項目について、同意・確認しました。 令和 年 月 日 保護者氏名 _____ （必ず署名してください）
---	--------------------	--

（担当及び提出先：教育委員会学校整備課）